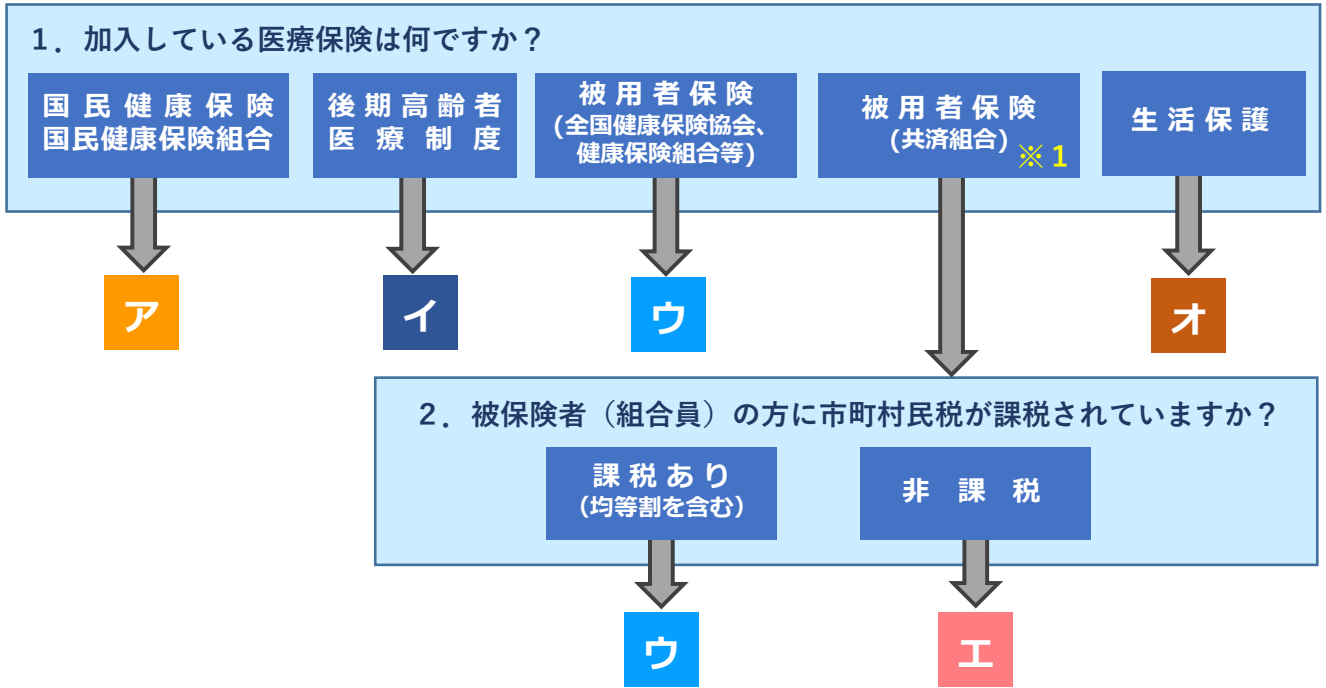


# 誰の、何の書類が必要かチェック！

世帯内で、同じ医療保険に加入する方がいる場合はご確認ください。



	医療保険の内容が確認できるもの	個人番号（マイナンバー）※2	その他の必要書類 ※3
アに該当する方	患者本人と同じ国民健康保険に加入する方全員分	患者本人と同じ国民健康保険に加入する方全員分	
イに該当する方	患者本人と同じ住民票上で後期高齢者医療制度に加入する方全員分	患者本人と同じ住民票上で後期高齢者医療制度に加入する方全員分	
ウに該当する方	患者本人分 (被保険者の記載が無い場合は、被保険者分も必要)	患者本人分と被保険者分 (患者が被保険者の場合は、患者本人分のみ)	
エに該当する方	患者本人分 (被保険者の記載が無い場合は、被保険者分も必要)	患者本人分と被保険者分 (患者が被保険者の場合は、患者本人分のみ)	同意書 (後日提出を依頼します)
オに該当する方	患者本人分 ※医療保険に加入している場合 (被保険者の記載が無い場合は、被保険者分も必要)	患者本人分	生活保護の受給を証明する書類

※1 国家公務員共済組合（国家公務員が加入する共済組合で日本郵政共済組合も含む。）及び地方公務員共済組合（地方職員共済組合や公立学校共済組合などの地方公務員が加入する共済組合）に加入されている方

※2 すでにご提出済みの場合、再提出は不要です。

※3 市町村民税が未申告のため正しく結果が得られない場合、課税情報の取得ができない場合等、提出不要の方でも所得課税証明書を提出いただく場合があります。

※4 中学生以下の方については、上記表の書類は省略できます。